

# 「経済・財政再生計画 改革工程表」の進捗状況について

## ③予算の質の向上・重点化

### i 大学改革と競争的研究費改革の一体的推進

#### (大学改革の主な取組)

##### ①これまでの進捗状況

- ・「国立大学経営力戦略」に基づき、第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金において、学長のリーダーシップを予算面で発揮し、組織の自己改革や新陳代謝を進めるため、教育研究組織や学内資源配分等の見直しを促進する仕組みとして「学長の裁量による経費」を区分。
- ・文部科学大臣が、世界最高水準の教育研究活動の展開が見込まれるものを「指定国立大学法人」として指定し、中期目標や業務に関する特例（出資対象範囲の拡大等）を設けること等を内容とする国立大学法人法の一部を改正する法律の成立（平成29年4月1日施行）
- ・優れた若手研究者に対し、産学官の研究機関において、安定かつ自立した研究環境を整備するための「卓越研究員制度」について、本年度より運用を開始。
- ・世界最高水準の教育力と研究力を有する「卓越大学院（仮称）」の在り方について、産学官からなる有識者会議にて議論を行い、「卓越大学院（仮称）構想に関する基本的な考え方」を取りまとめ。（平成28年4月）

## ②今後の進展について

- ・平成29年度概算要求において、「学長裁量経費」について対前年度同額を計上。
- ・「指定国立大学法人制度」について、国立大学法人評価委員会における意見聴取を経て平成29年夏頃に指定国立大学法人を指定。平成29年度概算要求において、大学改革を先導する「指定国立大学法人」が世界最高水準の教育研究を展開するために必要なスタートアップ経費として30億円を計上（新規）。
- ・卓越研究員制度については、本年8月より、大学等の研究機関と若手研究者との間で調整が行われており、本年10月以降、調整が完了した者について、順次、卓越研究員に決定予定。また、当該制度にかかる経費について、平成29年度概算要求において26億円を計上。
- ・平成29年度概算要求において、平成30年度から構築する「卓越大学院プログラム（仮称）」がより実効性の高いものとなるよう、プログラムの公募・審査の仕組みの方向性を検討するための調査研究を行う経費として0.4億円を計上（新規）。

## （競争的研究費改革の主な取組）

### ①これまでの進捗状況

- ・文科省における全ての競争的研究費について、平成28年度以降の新規採択から、順次、間接経費を原則30%措置
- ・大学改革の進捗を踏まえ、大型の研究プロジェクトを主宰する研究代表者については、一定条件下、人件費の一部について、競争的研究費の直接経費から支出可能とすることを検討
- ・我が国最大の競争的資金である科学研究費助成事業（科研費）について、第5期科学技術基本計画等を踏まえ、審査システムや研究種目の見直しなどの抜本的な改革を実行中

### ②今後の進展について

- ・第5期科学技術基本計画を通じて着実に推進・拡大
- ・取組状況とその成果について中間検証

## 国立大学経営力戦略(平成27年6月)の基本的考え方

- 国立大学は、新たな経済社会を展望した新たな研究領域の開拓、産業構造の変化や雇用ニーズに対応した新しい時代の産業を担う人材育成、地域・日本・世界が直面する経済社会の課題解決などを図りつつ、**学問の進展やイノベーション創出などに最大限貢献できる組織へ自ら転換。**
- 各国立大学は、
  - ・ 既存の枠組みや手法等にとらわれない大胆な発想で、**学長がリーダーシップとマネジメント力を発揮し、組織全体をリードする将来ビジョンに基づく自己改革・新陳代謝を実行。**
  - ・ 確かなコスト意識と戦略的な資源配分を前提とした**経営的視点で大学運営を行うことで経営力を強化。**

## 指定国立大学法人制度の創設

優秀な人材を引き付け、研究力の強化を図り、その成果が社会に創出されることで、社会から適切な評価・支援を得る好循環を実現。**この好循環を軸に、国立大学が抱える様々な課題(学問分野の硬直化、固定化された組織、横並び主義等)を打破し、その改革をリードすることが重要。**

### 指定国立大学法人制度を創設 (平成29年4月1日施行)

- (1) 文部科学大臣は、申請のあった国立大学法人のうち、教育研究上の実績、管理運営体制及び財政基盤を総合的に勘案して、**世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、国立大学法人評価委員会の意見を聴いて、「指定国立大学法人」として指定**
- (2) 指定国立大学法人については、特例として① **研究成果の活用促進のための出資対象範囲を拡大**、② **役職員の報酬・給与等の基準の設定における国際的に卓越した人材確保の必要性を考慮**

## 国立大学法人の財務基盤の強化

財務基盤については、社会全体からの支援を受け、その期待に対し目に見える形で応える、という好循環を形作っていく中で、**財源を多元化し、強化を図ることが重要。**

### 国立大学法人等の資産の有効活用を図るための措置 (平成29年4月1日施行)

- (1) **対価を教育研究水準の一層の向上に充てるため、教育研究活動に支障のない範囲に限り、文部科学大臣の認可を受けて、土地等を第三者に貸し付けることができることとする。**
- (2) 文部科学大臣の認定を受けた国立大学法人等に関しては、**公的資金に当たらない寄附金等の自己収入の運用対象範囲を、一定の範囲で、より収益性の高い金融商品に拡大。**